

(別記様式)

[Ⅱ. 3]

項目	(3) コ インサイダー取引規制における上場会社等の子会社の業務執行を決定する機関が子会社について解散を決定したことに係る軽微基準の新設			
修正案	全部削除			
修正理由	インサイダー取引規制における重要事実である「子会社の解散」は、それ自体が投資者の投資判断に重大な影響を及ぼすものであるとの考えに立ち、軽微基準が設けられていない。			
	府省等 金融庁	部局 総務企画局	課室 市場課 市場機能強化 法令準備室	